

平成29年4月7日現在

行政不服審査法第16条の規定に基づく地方公務員災害
補償基金支部審査会の標準審理期間について

支部審査会名	標準審理期間
青森県支部審査会	6か月
岩手県支部審査会	12か月
宮城県支部審査会	12か月
秋田県支部審査会	12か月
山形県支部審査会	12か月
福島県支部審査会	12か月
茨城県支部審査会	12か月
栃木県支部審査会	12か月
埼玉県支部審査会	12か月
千葉県支部審査会	12か月
東京都支部審査会	21か月
神奈川県支部審査会	12か月
新潟県支部審査会	12か月
富山県支部審査会	12か月
石川県支部審査会	15か月
福井県支部審査会	12か月
山梨県支部審査会	12か月
長野県支部審査会	12か月
岐阜県支部審査会	8か月
静岡県支部審査会	12か月
愛知県支部審査会	12か月
三重県支部審査会	12か月
滋賀県支部審査会	12か月
京都府支部審査会	12か月
大阪府支部審査会	12か月
兵庫県支部審査会	12か月
奈良県支部審査会	12か月
和歌山県支部審査会	12か月
鳥取県支部審査会	12か月
岡山県支部審査会	12か月
広島県支部審査会	12か月
徳島県支部審査会	12か月
愛媛県支部審査会	12か月
高知県支部審査会	12か月
福岡県支部審査会	12か月

佐賀県支部審査会	12か月
長崎県支部審査会	12か月
熊本県支部審査会	12か月
大分県支部審査会	12か月
宮崎県支部審査会	12か月
鹿児島県支部審査会	12か月
沖縄県支部審査会	12か月
横浜市支部審査会	12か月
名古屋市支部審査会	8か月
京都市支部審査会	7か月
大阪市支部審査会	10か月
神戸市支部審査会	12か月
北九州市支部審査会	12か月
札幌市支部審査会	6か月
川崎市支部審査会	12か月
福岡市支部審査会	14か月
さいたま市支部審査会	12か月
静岡市支部審査会	12か月
堺市支部審査会	12か月
新潟市支部審査会	12か月
浜松市支部審査会	12か月
岡山市支部審査会	7か月
相模原市支部審査会	12か月

- 標準審理期間は、審査請求が支部審査会の事務所に到達してから当該審査請求に対する裁決をするまでに通常要すべき標準的な期間のことです。
- 行政不服審査法の改正（平成28年4月1日施行）に伴う制度変更及び事務手続の増加等の事情によって上記の標準審理期間を超過する場合があります。
- 標準審理期間は、審査請求の審理期間の目安として定められるものです。したがって、その期間の経過をもって直ちに違法な不作為や裁決の手続上の瑕疵に当たることになるものではありません。
- 審査請求の処理実績を踏まえ、適宜標準審理期間の見直しを行う場合があります。
- 平成29年4月7日現在で標準審理期間を設定している支部審査会について掲載しています。（未設定の団体は掲載していません。）